

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月 24日

岐阜県知事 殿

提出者

住 所 東京都港区二丁目22-12 NEC第二別館

氏 名 NECファシリティーズ（株）
代表取締役執行役員社長 松下 裕

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-3455-4684

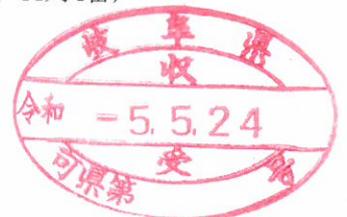
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株)三井ハイテック 岐阜事業所 二期建設工事
事業場の所在地	岐阜県可児市柿田675番35
計画期間	令和5年4月1日から令和6年12月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 52億円
③ 従業員数	3名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・建設汚泥→中間処理（造粒固化）→再資源化（再生土） ・廃プラスチック類→中間処理委託（破碎）→再資源化（固形燃料化） ・木くず→中間処理委託（破碎）→再資源化（燃料チップ） ・ガラスくず、コンクリートくず→中間処理委託（破碎）→再資源化（建設材料） ・石膏ボード→中間処理委託（破碎）→再資源化（生成石膏、再生紙） ・がれき類・コンクリートガラ・アスファルト→ 中間処理委託（破碎）→再資源化（再生砕石） ・混合廃棄物（安定型、管理型）→中間処理委託（破碎）→再資源化

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（4年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートガラ	金属くず	廃プラ	ボード	汚泥	その他	
	排出量	213.3t	0.6t	0.4t	1.6t	1003.2t	14.4t	
	(これまでに実施した取組) ・できるだけ現場への不要梱包材の持ち込みを抑え、総量の抑制に努めた							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートガラ	金属くず	廃プラ	ボード	汚泥	その他	
	排出量	200t	1t	30t	30t	100t	20t	
	(今後実施する予定の取組) ・現場工程が、躯体工事→仕上げ工事になる為、排出産廃の種類は変化するが、総量を抑えられるよう、仕上げ材の不要梱包材の持ち込みを抑える。							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・金属くず、石膏ボード、段ボール等専用のコンテナを設置し分別廃棄に配慮した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年度同様に分別廃棄を行うと共に、分別不良や保管状況の悪いものなど、分別が徹底されていない箇所については、指導し改善に努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（ 4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
①現状	【前年度（ 4年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	コンクリートガラ	金属くず	廃プラ	ボード	汚泥	その他
	全処理委託量	213.3t	0.6t	0.4t	1.6t	1003.2t	14.4t
	優良認定処理業者への処理委託量	213.3t	0.6t	0.4t	1.6t		14.4t
	再生利用業者への処理委託量					1003.2t	
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	(これまでに実施した取組) できる限り優良認定処理業者へ委託する。						

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	コンクリートガラ	金属くず	廃プラ	ボード	汚泥	その他
	全処理委託量	200t	1t	30t	30t	100t	20t
	優良認定処理業者への処理委託量	200t	1t	30t	30t		20t
	再生利用業者への処理委託量					100t	
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	(今後実施する予定の取組) できる限り優良認定処理業者へ委託する。						
※事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。